

「虚偽事実の告知流布」不正競争行為差止等請求事件：東京地裁平成 28(ワ)  
26282・平成 30 年 8 月 31 日（民 40 部）判決<請求認容>

### 【キーワード】

虚偽事実の告知，流布（不競法 2 条 1 項 15 号），事実の推認の虚偽性

### 【主 文】

- 1 被告株式会社ジェステックは，第三者に対して，別紙告知内容目録 1 記載の事実の告知をし，又は流布してはならない。
- 2 被告株式会社ジェステックは，原告に対し，165 万円及びこれに対する平成 28 年 8 月 19 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 被告株式会社エルピオは，第三者に対して，別紙告知内容目録 2 記載の事実の告知をし，又は流布してはならない。
- 4 被告株式会社エルピオは，原告に対し，220 万円及びこれに対する平成 28 年 8 月 19 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 5 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は，原告に生じた費用の 5 分の 2 と被告株式会社ジェステックに生じた費用の合計の 3 分の 2 を原告の，その余を被告株式会社ジェステックの各負担とし，原告に生じた費用の 5 分の 3 と被告株式会社エルピオに生じた費用の合計の 4 分の 3 を原告の，その余を被告株式会社エルピオの各負担とする。
- 7 この判決は，第 2 項及び第 4 項に限り，仮に執行することができる。

### 【事案の概要】

1 本件は，LP ガス販売業者である原告（日本瓦斯株式会社）が，競業者である被告株式会社ジェステック（以下「被告ジェステック」という。）及び被告株式会社エルピオ（以下「被告エルピオ」という。）に対し，被告らがそれぞれ自社から原告への契約切替えを希望する顧客に対し，これを阻止するための資料（いわゆる防戦資料）として，原告の営業上の信用を害する虚偽の事実が記載された資料を交付して同事実を告知した行為が不正競争防止法（以下「不競法」という。）2 条 1 項 15 号の規定する不正競争行為に該当すると主張し，各被告に対し，同法 3 条 1 項に基づく虚偽事実の告知・流布の差止め，同法 4 条に基づく損害賠償（被告ジェステックにつき，550 万円及びこれに対する不法行為の後の日（訴状送達の日）である平成 28 年 8 月 19 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金，被告エルピオにつき，880 万円及びこれに対する上記と同様の遅延損害金の各支払）並びに同法 14 条に基づく謝罪広告の掲載を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実又は文中掲記した証拠及び弁論の全趣旨により認定することができる事実（枝番のある証拠は、特記なき限り、その全てを含む。以下も同じ。））

(1) 当事者等

原告及び被告らは、いずれもLPガスの一般消費者向け販売業務を行うLPガス販売業者であり、競争関係にある。

(2) 被告ジェステックによる資料の交付

ア 資料1の交付

(ア) 被告ジェステックの横浜支店の支店長であるA（以下「A」という。）は、平成26年12月19日、LPガス供給業者を被告ジェステックから原告に切り替えるために原告にLPガス供給契約の申込みをしたB（以下「B」という。）宅を訪問し、同人に対し、資料一式（甲1、49。以下、一括して「本件資料1」という。なお、以下、同資料に関する証拠番号の摘示は甲1のみとする。）を交付した（なお、Aが同資料一式をBに交付した事実については当事者間に争いが無い。）。

(イ) 本件資料1は、①「B様」から始まる被告ジェステック横浜支店長A作成名義の書面（甲1の1）、②YAHOO! JAPAN知恵袋（以下「ヤフー知恵袋」という。）のウェブページを印刷したもの（甲1の2）、③原告宛ての「ガス供給申込書兼切替業務委任状（お客様へのお知らせ）」（甲1の3）、④「on the planet | 企業概要」から始まる書面（甲1の4）、⑤「LPガス購入契約取り消し申し入れ書」（甲1の5）、⑥Aの名刺（甲1の6）から構成されている。

イ 資料2の交付

(ア) Aは、平成28年4月20日、LPガス供給業者を被告ジェステックから原告に切り替えるために原告にLPガス供給契約の申込みをしたC（以下「C」という。）宅を訪問し、同人に対し、資料一式（甲2、50。以下、一括して「本件資料2」という。なお、以下、同資料に関する証拠番号の摘示は甲2のみとする。）を交付した。（甲46、48。なお、Aが同資料一式をCに交付した事実については当事者間に争いが無い。）

(イ) 本件資料2は、①「C様」から始まる被告ジェステック横浜支店長A作成名義の書面（甲2の1）、②「ガス料金改定のお願い」と題するはがき、「ガスご使用量等のお知らせ」等の写し（甲2の2）、③「こんな事実が待ち受けています。それでも替えますか・・・？」から始まる書面（甲2の3）、④原告宛ての「ガス供給申込書兼切替業務委任状（お客様へのお知らせ）」（甲2の4）、⑤ヤフー知恵袋のウェブページを印刷したもの（甲2の5）、⑥宛先空欄の「LPガス供給申込及び切替に関する委任状の取消通知書」（甲2の6）、⑦Aの名刺（甲2の7）から構成されている。

(3) 別紙告知内容目録1記載の各告知に係る記載

別紙告知内容目録1記載の各告知に関し、本件資料1及び2には以下の記載

がある。

ア 同目録記載1に関する記載（以下「本件記載1」という。）

（ア） 「日本瓦斯株式会社（通称：ニチガス）さんは、あまり良い評判は聞か  
ずブローカーが営業行為を行う会社さんですので手数料が発生しており値上  
げが頻繁に行われ消費者との訴訟も頻繁に行われております。」（甲1の  
1）

（イ） 「日本瓦斯株式会社（通称：ニチガス）さんは、あまり良い評判は聞か  
ず協力会社（別法人）が営業行為を行う会社さんですので、顧客獲得による  
手数料の支払いが発生しておりますので、定期的な値上げが行われ消費者と  
の訴訟も頻繁に行われております。」（甲2の1）

イ 同目録記載2に関する記載（以下「本件記載2」という。）

（ア） 「飛び込みで来た営業さんがブローカー（商権転売屋）かどうかは申込  
書の申込受付者（取次業者）をご覧ください。申込受付者に別法人名が記載し  
てあったらブローカーです。申し込みを取ってきた手数料が払われておりま  
すので値上げは必須です。」（甲1の1）

（イ） 「飛び込みで来た営業さんが日本瓦斯株式会社の社員かどうかは申込書  
の申込受付者（取次業者）をご確認下さい。申込受付者に別法人名が記載し  
てあったら協力会社・協力スタッフです。ガス会社ではないので、ガスの使  
用量で利益を作っている訳ではなく顧客獲得による手数料で利益を上げてい  
る会社です。その方に歩合が払われておりますので値上げは必須です。」  
（甲2の1）

ウ 同目録記載3に関する記載（以下「本件記載3」という。）

「こんな事実が待ち受けています。それでも替えますか・・・？」

「値上げ推移の例」（以下「本件料金推移表」という。）

契約時単価	230円	値上げ
2011年1月	280円	50円
2012年4月	350円	70円
2012年10月	370円	20円
2013年4月	400円	30円
2013年9月	440円	40円
2014年1月	490円	50円
2014年8月	520円	30円

（甲2の3）

エ 同目録記載4に関する記載（以下「本件記載4」という。）

「既存のお客様は・・・」「安売りした分の元を早く取るために、切替後は  
輸入価格に関係なく値上げを繰返し、凄まじい勢いで前のガス会社より大幅  
に高くなる！！」（甲2の3）

オ 同目録記載5に関する記載（以下「本件記載5」という。）

「こんなケースも・・・」「10月の従量料金値上げ、さらには11月に基本料金の値上げも！！」（甲2の3）

#### (4) 被告エルピオによる資料の交付

ア 資料3の交付

(ア) 被告エルピオの取締役及び営業本部部長であるD（以下「D」という。）及び同社東関東支店開発課の参与であるE（以下「E」といい、Dと併せて「Dら」という。）は、平成28年4月、LPガス供給業者を被告エルピオから原告に切り替えるために原告にLPガス供給契約の申込みをしたF（以下「F」という。）宅を訪問し、資料を同人宅のポストに投函して同人に交付した。

なお、原告は、甲6の1～9の資料一式（甲51, 85も同一資料の全部又はその一部。以下、一括して「本件資料3」という。なお、以下、同資料に関する証拠番号の摘示は甲6のみとする。）をFに交付したと主張するが、被告エルピオは、甲6の3～7の交付を争っている。

(イ) 本件資料3は、①「いつもお世話になりありがとうございます！」から始まる被告エルピオ担当Dら名義の書面（甲6の1）、②「大切なお知らせ」と題する被告エルピオ名義の書面（甲6の2）、③ヤフー知恵袋のウェブページを印刷したもの（甲6の3）、④「ガス契約で虚偽説明容疑 2人逮捕 特商法適用、全国初」との見出しの付された新聞記事の写し（甲6の4）、⑤上記③とは異なるヤフー知恵袋のウェブページを印刷したもの（甲6の5）、⑥原告宛ての「ガス供給申込書兼切替業務委任状（お客様へのお知らせ）」（甲6の6）、⑦「こんな事実が待ち受けています。それでも続けますか・・・？」から始まる書面（甲6の7）から構成されている。

イ 資料4の交付

(ア) Dらは、平成28年4月、LPガス供給業者を被告エルピオから原告に切り替えるために原告にLPガス供給契約の申込みをしたG（以下「G」という。）宅を訪問し、資料を同人宅のポストに投函して同人に交付した。

なお、原告は、甲7の1～6の資料一式（甲52, 86も同一資料の全部又はその一部。以下、一括して「本件資料4」という。なお、以下、同資料に関する証拠番号の摘示は甲7のみとする。）をGに交付したと主張するが、被告エルピオは、甲7の3～6の交付を争っている。

(イ) 本件資料4は、①「G様へ」から始まる被告会社エルピオのDら名義の書面（甲7の1）、②「ご注意！甘い言葉でLPガス切り替えを誘う勧誘員...」から始まる1都10県LPガス協会共同発行の書面（甲7の2）、③原告宛ての「ガス供給申込書兼切替業務委任状（お客様へのお知らせ）」（甲7の3）、④「お客様各位 その勧誘ちょっと待った！！」から始まる書面（甲7の4）、⑤「大切なお客様へ」から始まる書面（甲7の5）、⑥ヤフー知恵袋のウェブページを印刷したもの（甲7の6）から構成されている。

## ウ 資料5の交付

(ア) 被告エルピオの市川・八千代営業所の統括マネージャーであったH（以下「H」という。）は、平成28年3月頃、LPガス供給業者を被告エルピオから原告に切り替えるために原告にLPガス供給契約の申込みをしたI（以下「I」という。）宅を訪問し、資料を同人宅のポストに投函して同人に交付した。

なお、原告は、甲8の1～7の資料一式（甲87も同一資料の全部又はその一部。以下、一括して「本件資料5」という。なお、以下、同資料に関する証拠番号の摘示は甲8のみとする。）をIに交付したと主張するが、被告エルピオは、甲8の3～6の交付を争っている。

(イ) 本件資料5は、①甲7の1の上半分から手書き部分を除いたもの（甲8の1）、②甲7の2～6と同一の書面（甲8の2～6）、③Hの名刺（甲8の7）から構成されている。

### (5) 別紙告知内容目録2記載の各告知に係る記載

同目録2記載の各告知に関し、本件資料3～5には以下の記載がある。

ア 同目録記載1～3の告知内容は別紙告知目録1記載3～5と同一であるところ、資料3（甲6の7）には、別紙告知目録1記載3～5に対応する本件記載3～5（甲2の3）とほぼ同一の記載がある。

イ 本件資料4（甲7の5）及び資料5（甲8の5）には、以下の記載（以下「本件記載6」という。）がある。

「※切り替え工事から約1年半・・・18ヶ月間で！！」

「『お客様営業時格安料金』→『基本料金1000円～1500円 従量単価230円～250円』→『基本料金1500円 従量単価280円～350円』→『基本料金1500円 従量単価350円～450円』→『基本料金1500円 従量単価450円～480円』→『さらに値上げ・・・！！』」

「?騙されてませんか??よく考え直して下さい!」

## 3 争点

- (1) 被告エルピオによる本件資料3～5各一式の交付の有無
- (2) 営業上の信用を害する虚偽の事実の告知の有無
- (3) 差止めの必要性の有無
- (4) 被告らの故意・過失の有無
- (5) 原告の損害額
- (6) 信用回復措置の要否

## 【判 断】

1 争点(1)（被告エルピオによる本件資料3～5各一式の交付の有無）について

(1) 後掲の証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実を認めることができる。

ア 原告の法務課長は、平成27年11月13日、支店長、部長及び管理監督者に対し、原告を誹謗中傷する資料等を入手した場合には、これを添付して社内掲示板に書込みをする旨の指示をし、これを受けて、原告の東関東支店長は、平成28年4月18日、同支店の責任者に対し、上記の場合には、入手した資料を添付して同支店掲示板に書き込むように指示をした。(甲55)

イ(ア) Dらは、平成28年4月13日頃、LPガス供給業者を被告エルピオから原告に切り替えるために原告にLPガス供給契約の申込みをしたF宅を訪問し、同人宅のポストに本件資料3(甲6の1~9)を投函して同人に交付した。(L証人, 甲36, 59)

(イ) 原告従業員のL(以下「L」という。)は、その後、Fから原告への申込みを撤回する旨の連絡を受けたことから、F宅を往訪し、同人が被告エルピオから本件資料3を受領した事実を知るとともに、同人の了解を得て、ホチキス留めされた状態の本件資料3を受け取った。(L証人, 甲36, 59)

(ウ) Lは、同月18日、本件資料3をホチキス留めされた状態でスキャンし、PDF形式のファイルとして保存するとともに、エルピオの防戦資料であるとして同ファイルを支店掲示板にアップロードし、同月22日、同資料が同月13日にF宅に投函されたものである旨などを原告所定のエクセルファイルに入力した。(甲56, 59, 60, 65, 68, 71, 80)

(エ) Fは、原告への契約申込みを撤回した。

ウ(ア) Dらは、平成28年4月16日頃、LPガス供給業者を被告エルピオから原告に切り替えるために原告にLPガス供給契約の申込みをしたG宅を訪問し、本件資料4(甲7の1~6)を同人宅のポストに投函して同人に交付した。(甲47, 63)

(イ) 原告従業員のM(以下「M」という。)は、その後、Gから連絡を受けたことから、G宅を往訪し、同人が被告エルピオから本件資料4を受領した事実を知るとともに、同人の了解を得て、ホチキス留めされた状態の本件資料4を受け取った。(甲47, 63)

(ウ) Mは、同月18日、本件資料4のホチキスを外した上でこれをスキャンし、PDF形式のファイルとして保存するとともに、エルピオの防戦資料であるとして同ファイルを支店掲示板にアップロードし、同月23日、同資料が同月16日頃にG宅に投函されたものである旨などを原告所定のエクセルファイルに入力した。(甲57, 63, 64, 66, 69, 72, 80)

エ(ア) Hは、平成28年3月19日頃、LPガス供給業者を被告エルピオから原告に切り替えるために原告にLPガス供給契約の申込みをしたI宅を訪問し、本件資料5(甲8の1~7)を同人宅のポストに投函して同人に交付した。(N証人, 甲33, 61)

(イ) 原告従業員のN(以下「N」という。)は、その後、I宅を訪問した際に、同人が被告エルピオから本件資料5を受領した事実を知るとともに、同人の了解を得て、ホチキス留めされた状態の本件資料5を受け取った。(N

証人，甲 3 3，6 1)

(ウ) Nは，同月 1 9 日，本件資料 5 のホチキスを外した上でこれをスキャンし，PDF 形式のファイルとして保存するとともに，エルピオの防戦資料であるとして同ファイルを支店掲示板にアップロードし，同月 2 3 日，同資料が同月 1 9 日頃に I 宅に投函されたものである旨などを原告所定のエクセルファイルに入力した。(甲 5 8，6 1，6 2，6 7，7 0，7 3，8 0)  
オ 原告の東関東支店長は，平成 2 8 年 4 月 2 2 日，本件資料 3～5 の PDF ファイルを法務部門もアクセスできる社内掲示板にアップロードして報告した。(甲 5 5)

(2) 前記(1)のとおり，当裁判所は，被告エルピオが本件資料 3～5 各一式を原告顧客に交付したとの事実が認められると判断するが，この点について，被告エルピオは，同各資料の一部(甲 6 の 3～7，甲 7 の 3～6，甲 8 の 3～6)を交付したことを否認する。

しかし，資料 3 の PDF ファイルを印刷した書面(甲 6 5)には，ホチキス留めされた跡(甲 6 5 の 1)及びホチキス留めしたまま資料をスキャンした際に同資料の折り目についた跡(甲 6 5 の 2～9)を看取することができ，また，資料 4 及び 5 の PDF ファイルを印刷した書面(甲 6 6，6 7)には，ホチキス留めされた跡を看取することができる。これに加えて，D の陳述書(丙 4 3 の 5 頁)にも，顧客に交付する資料は名刺も含めていつもホチキスで留めていたと記載されていることにも照らすと，資料 3～5 は，原告従業員が F からホチキス留めされた状態で受け取ったものと認めるのが相当である。

また，資料 4 及び 5 の 1 枚目には「下記資料を拝見して下さい!!」と記載され，これによれば，同各資料には他の資料が添付されていたことが推認される上，資料 3～5 を構成する各書面は，いずれも原告への契約切替えを防止するための防戦資料としての性質を有するものであり，一連一体のものとして交付されたと考えるのが自然である。

以上によれば，被告エルピオは本件資料 3～5 各一式を原告顧客に交付したと認めるのが相当であり，これと異なる証人 D 及び証人 H の証言は採用し得ない。

(3)ア これに対し，被告エルピオは，本件資料 3～5 には，被告ジェステックの従業員が逮捕された旨の新聞記事(甲 6 の 4)や，原告の顧客が通常所持していると考えられる資料(甲 6 の 6，7 の 3，8 の 3)など，原告への契約切替えを中止する動機とはなり得ない資料が存在するので，D らがこうした資料を交付するとは考え難いと主張する。

しかし，上記新聞記事には L P ガス会社が顧客に虚偽の説明をした旨の記載があり，原告に対する不満を表明しているヤフー知恵袋上の書込みなど他の資料とあいまって，原告が虚偽の説明をしている可能性があることや，原告に契約を切り替えるとトラブルに巻き込まれることを示唆するものと考えられる。

また、原告の顧客が通常所持しているとされるガス供給申込書兼切替業務委任状（甲6の6，7の3，8の3）には、取次業者の名称や「本販売価格は、お申し込み時のものです。」という記載などが強調されるなどしており、これらの書面を交付したのは、原告のガス料金が高く又は値上げの可能性のあることを示唆するためであると考えられる。

したがって、上記新聞記事や上記委任状が原告への契約切替えを中止する動機とはなり得ないとの被告エルピオの主張は採用し得ない。

イ 被告エルピオは、本件資料3～5には原告が競合他社から入手した資料が混入され、他社の資料をまとめた後にホチキス留めされた可能性があるとして主張する。

しかし、原告担当者が被告エルピオの資料に競合他社の資料を混入すべき理由があるとは考えられず、また、競合他社の資料が誤って混入されたことをうかがわせる事情も存在しない。同被告は、本件資料3～5に被告ジェステックから交付を受けた資料と同様の資料が存在すると指摘するが、ウェブサイトに掲載された原告に関する資料については同様の資料を競合他社が収集していても不自然ではなく、また、本件資料3～5に被告ジェステックの内部資料など競合他社が入手するのが困難と考えられる資料は存在しない。

したがって、被告エルピオの上記主張も理由がない。

ウ 被告エルピオは、原告社内において原告に対する誹謗中傷を掲示板等へ書き込むように指示がされたにもかかわらず、その後、約半年間もやり取りがされていないのは不自然であると主張する。

しかし、Lらが本件資料3～5の入手後速やかに支店掲示板に同各資料を掲載したと認められることは前記のとおりであり、法務部門のアクセス可能な社内掲示板に防戦資料の掲載が半年以上されなかったことは、上記認定を左右するものではない。

エ 以上のとおり、被告エルピオは本件資料3～5各一式を原告顧客に交付したと認められる。

## 2 争点(2)（営業上の信用を害する虚偽の事実の告知の有無）について

(1) 後掲の証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、原告のガス料金等に関し、次の事実を認めることができる。

ア 原告は、仲介業者との間で、仲介業者の紹介した顧客が原告とLPガス供給契約を締結した場合には紹介料を支払う旨の業務委託契約を締結している。原告がある仲介業者との間で締結した業務委託契約における紹介料は、顧客の住居の区分等に応じて1件3万0857円～6万1714円（税込）程度の定額制となっている。（乙1）

イ 原告におけるLPガスの小口一般のガス料金は、基本料金に使用量に応じた従量料金を加算して算出されるが、その改定は、原告のエネルギー企画部（旧企画業務部）が、ガス料金の改定（値上げ又は値下げ）の可否を検討し、料金を改定する場合には、改定の対象となる顧客の範囲を定めた上、関



係部署に業務連絡を發して社内に周知し、その後、顧客に検針伝票等によって改定内容が通知されるという方法で行われる。値上げの対象範囲の決定に際しては、従前設定されている各顧客の価格や支払料金額の状況等も考慮されるが、契約締結後6か月未満の顧客は値上げ対象から除外される。

原告の従量料金の平成17年12月検針分、平成19年8月検針分、平成21年2月検針分、平成24年7月検針分、平成26年8月検針分、平成27年4月検針分及び平成29年5月検針分、同年10月検針分、同年11月検針分からの料金改定に関する業務連絡においては、LPガスの輸入価格

(原料価格)の変動や継続的な高騰が価格変動の理由として記載され、料金を値上げする場合には契約から6か月以内の新規顧客は対象から除外されるとともに、その他の除外該当者についての指示も記載されている。(甲19～24, 37, 74, 75)

ウ 原告の横須賀市周辺の顧客21名は、平成21年1月21日頃、横浜地方裁判所横須賀支部に対し、原告を相手方として、原告が顧客に対して十分な説明をせず、その承諾なくLPガス料金の値上げをしたなどと主張して、不当利得の返還又は不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟を提起し、また、原告の横須賀市周辺の別の顧客は、同年9月14日頃、同支部に対し、原告を相手方とする同様の理由に基づく訴訟を提起した。同支部は、いずれの訴えについても請求を全て棄却する判決をした。(甲7の4, 甲8の4, 乙6)

エ 平成24年以降のLPガスの輸入価格(CIF価格)は、同年1月から4月にかけて上昇した後に、同年7月にかけて下降し、その後、上昇傾向に転じて、平成25年12月から平成26年1月頃に価格のピークを迎えると、その後は平成28年9月頃まで下降し、同月より上昇に転じている。(甲31, 76, 77, 丙1)

オ 原告のガス料金平均額は、いずれの時期においても全国平均額より2000円程度、関東平均額より1500円程度低額となっている。(甲5, 15, 78)

## (2) 本件記載1(被告ジェステック関係)について

ア 本件摘示事実1(i)が虚偽かどうかについて

(ア) 本件記載1は、原告が、仲介業者に手数料を支払う必要があるから、ガス料金を頻繁又は定期的に値上げを行っているとの事実(本件摘示事実1 i))を摘示するものであるところ、前記認定のとおり、原告が仲介業者との間において業務委託契約を締結し、契約の締結について一定の手数料を支払っているとの事実はこれを認めることができる。

しかし、顧客獲得のための営業についてその一部を仲介業者に業務委託をするか又は全て自社社員が行うかは、営業成果の向上を図りつつその費用を最小限に抑えるという観点から、各事業者が経済的合理性に基づいて判断・選択していると考えられ、仲介業者に委託していることとガス料金の値上げ

の間に相関関係が存在するとは認められない。かえって、前記判示のとおり、業務委託を実施している原告のガス料金の平均額は全国平均額等と比較して低いと認められるのであり、原告において仲介業者に委託していることがガス料金の値上げの原因となっていることを具体的に示す証拠も存在しない。後記のとおり、原告におけるガス料金値上げの原因は、主として、LPガスの輸入価格の上昇にあると認めるのが相当である。

以上によれば、原告が仲介業者に手数料を支払う必要があることから、ガス料金を頻繁又は定期的に値上げを行っている旨の本件摘示事実1(i)は虚偽であるというべきである。

(イ) 次に、本件摘示事実1(i)のうち、原告がガス料金を頻繁又は定期的に値上げを行っているという点については、原告ガス料金の平均額の推移(甲5, 15, 78)をみても、原告が定期的かつ頻繁に値上げを行っていると傾向をうかがうことはできず、原告がガス料金を値上げた例(甲2の2, 7の5, 16, 19, 20, 23, 28~30, 34, 乙3~5, 8, 丙2~26, 30, 31, 34~36, 40, 41)を総合しても、その値上げの時期が「定期的」ということはできず、また、その値上げの頻度が「頻繁」とであると評価することはできない。

(ウ) したがって、本件摘示事実1(i)は虚偽の事実ということができる。

イ 本件摘示事実1(ii)が虚偽かどうかについて

本件記載1は、原告によるガス料金の値上げを理由に消費者との訴訟が頻繁に提起されている旨の本件摘示事実(ii)を摘示するものであるところ、前記認定のとおり、ガス料金の値上げに関する原告と消費者との間の訴訟は、横須賀訴訟のみであり、それ以前及び以降は同様の訴訟が提起されたと認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件摘示事実1(ii)も虚偽の事実ということができる。

ウ 原告の営業上の利益を害するかどうかについて

本件摘示事実1は、原告が、ガス料金を他社と比較して頻繁又は定期的に値上げを行い、消費者と訴訟を頻繁に行っている悪質な業者であるとの印象を与えるものであるから、原告の営業上の信用を害するものということができる。

(3) 本件記載2(被告ジェステック関係)について

本件記載2は、原告は、仲介業者に対して手数料を支払う必要があるからガス料金を必ず上げる旨の本件摘示事実2を摘示するものであるが、前記(2)ア(ア)のとおり、仲介業者に手数料を支払う必要から値上げを行っているということはできないので、本件摘示事実2は虚偽であり、原告の営業上の信用を害するものであると認められる。

(4) 本件記載3(被告ら関係)について

ア 本件摘示事実3が虚偽かどうかについて

(ア) 本件記載3は、本件料金推移表に記載されたとおりのガス料金の値上げ

をされた顧客が現に存在し、原告に切り替えると、同表に記載されたような短期間のうちに激しく値上げが繰り返されるとの事実（本件摘示事実3）を摘示するものと認められる。

(イ) 被告エルピオは、本件記載3はそこに記載された値上げが行われる可能性を指摘するものにすぎないので、事実の告知ではないと主張するが、同記載の「こんな事実が待ち受けている」との記載は、その顧客に対して本件記載3に記載された値上げが確実にされるとの印象を与えるものであり、単なる可能性の指摘にとどまるということとはできない。

(ウ) 本件料金推移表に関し、原告がガス料金を値上げした上記の各例を参照しても、同表に記載されたとおりの値上げの推移をたどった顧客は存在せず、他に同表に記載された値上げの推移をたどった顧客が存在すると認めるに足りる証拠はない。

そうすると、原告の主張するとおり、本件料金推移表に記載されたとおりのガス料金の値上げをされた顧客は存在しないというべきであり、本件料金推移表に記載された顧客が存在することを前提とし、原告と契約すると同様の値上げをされることを摘示する本件摘示事実3は虚偽というべきである。

(エ) これに対して、被告らは、原告がガス料金を値上げした顧客の例などに基づき、例外的事情がある場合を除き、全顧客に対し、本件料金推移表に記載されたとおりの値上げがされたと推認し得ると主張する。

しかし、例えば、丙5～10によれば、平成25年4月に30円の値上げがされた顧客が一定数存在し、丙11～14によれば同年9月に40円の値上げをされた顧客が一定数存在したことなどの事実は認められるが、本件料金推移表のとおり値上げの推移をたどった顧客が存在すると認めるに足りる証拠がないことは前記判示のとおりである。同表は、一人の顧客に関する値上げの実例を示すものであり、かつ、「こんな事実が待ち受けています」との記載は、同様の値上げが高い蓋然性で行われることを示しているものであるところ、仮に複数の顧客に生じた値上げを組み合わせると、本件料金推移表記載の値上げのような推移となるとしても、それにより同表に記載されたとおりの値上げが行われた顧客が存在するとの事実を推認することはできない。

また、被告エルピオは、横須賀訴訟の当事者の一人であるJにつき、平成16年11月から平成20年7月までの3年8か月の間に、基本料金500円、従量料金336円の値上げを行っている旨を指摘するが、同被告の主張する値上げの期間は、本件料金推移表の期間（平成23年1月～平成26年8月）と異なる上、証拠（甲34）によれば、同人の従量料金は、平成25年11月の440円から翌月には270円へと値下げもされているのであり、同人に関するガス料金の推移をもって、本件摘示事実3が真実に合致するということとはできない。

イ 原告の営業上の信用を害するかどうかについて

LPガス供給業者である原告にとって、LPガスの料金が適正に設定されているかどうかは営業上の信用に関わる重要な事実であるところ、本件摘示事実3は、原告が合理的な根拠なく短期間のうちに激しく値上げが繰り返す業者であるとの印象を与えるものであり、同事実は原告の営業上の信用を害するものというべきである。

これに対し、被告らは、本件記載4は既にインターネット上で公知とされていた以上、かかる記載に虚偽の事実が含まれているとしても、原告の営業上の利益を新たに害するものではないと主張するが、本件資料の一部の文書がインターネット上閲覧可能であるとしても、虚偽の事実が記載された資料を別途印刷した上で個別の顧客に交付する行為は、原告の営業上の信用を害するものであるということが出来る。

また、原告によるガス料金の値上げ状況からすれば、本件摘示事実3は真実との乖離の程度が小さいと主張するが、前記判示のとおり、本件料金推移表の摘示する実例が存在したと認めるに足りる証拠がないのであるから、本件摘示事実が真実との乖離の程度が小さいということとはできない。

(5) 本件記載4（被告ら関係）について

ア 本件摘示事実4が虚偽かどうかについて

(ア) 本件記載4は、原告が、低価格のガス料金で消費者を誘引してガスの供給契約を締結した後に、安売りした分の元を早く取るために輸入価格とは無関係に凄まじい勢いで顧客のガス料金の値上げをし、契約切替え前の他社よりも大幅に高いガス料金を設定するとの事実（本件摘示事実4）を摘示するものと認められる。

(イ) 本件摘示事実4のうち、「原告が、低価格のガス料金で消費者を誘引してガスの供給契約を締結した後に、凄まじい勢いで顧客のガス料金の値上げをし、切替え前の他社よりも大幅に高いガス料金を設定する」との点については、①原告が低価格のガス料金で消費者を誘引していることを具体的に示す証拠が存在せず、②前記認定のとおり、契約締結後6か月未満の顧客は、値上げ対象から除外するなどの配慮がされており、③原告のガス料金の平均額は全国平均額等と比較して低く、契約切替え前の他社よりも大幅に高いガス料金が設定されているとは認められないことに照らすと、虚偽であるということが出来る。

(ウ) 本件摘示事実4のうち、「輸入価格とは無関係に顧客のガス料金の値上げをしている」という点に関し、我が国で販売されるLPガスはその多くを輸入に頼っていることから、国内のガス料金は輸入ガスの価格変動に大きな影響を受けるであろうことは容易に推察されるところ、前記認定の輸入ガスの価格の推移と原告のガス料金の推移を比較すると、平成24年4月ころに高騰し、一旦は下降したものの、再度上昇に転じて平成26年1月に最高値となり、その後、徐々に下降するという傾向が共通して認められる。

また、ガス料金の値上げがされた原告顧客の実例をみると、その値上げの時期（平成24年4月、同年10月、平成25年4月、同年10月、平成26年1月、同年8月）は、概ね、輸入ガスの価格が上昇している時期又は同価格が高騰し若しくはその後高止まりしている時期に当たり、ガス料金の値下げがされている場合（甲21、22、24、28～30、34）、その時期は、概ね、輸入ガスの価格が下降している時期に当たるものといえることができる。

以上によれば、原告のガス料金の変動は輸入ガスの価格変動と連動しているといえるので、輸入ガスの価格と無関係にガス料金の値上げをしている旨の事実摘示は虚偽である。

(エ) a これに対し、被告エルピオは、平成25年4月、平成26年8月、平成26年10月及び平成28年2月の値上げは輸入ガスの価格と連動していないと主張する。

しかし、平成25年4月、平成26年8月及び平成26年10月は、輸入価格が高騰した後高止まりしている時期であり、また、平成28年2月は輸入価格が高騰した直後の時期であるといえる。これに、価格変動の意思決定には一定の時間を要することや、事業者としては輸入価格の値上げ後しばらくの間は輸入価格の上昇分を現行価格で吸収すべく努力するのが通常であると考えられることなどに照らすと、上記各時期の値上げの事実から、原告のガス料金が輸入ガスの価格と無関係に値上げされているとの事実を推認することはできない。

b また、被告エルピオは、丙25の顧客の値上げ幅と他の顧客の値上げ幅が異なることや、顧客の中には輸入ガスの価格の下降局面において値下げされていない者がいることなどを指摘し、原告のガス料金の値上げは輸入ガスの価格と無関係であると主張する。

しかし、丙25の顧客については、原告が返金等の対応をしていること（甲38～45）に照らすと、原告本社の指示に基づくことなく値上げをした可能性が高いといえるべきであり、また、顧客の中には輸入ガスの価格の下降局面において値下げされていない者がいたとしても、そのことから直ちに原告のガス料金の値上げは輸入ガスの価格と無関係であるといえることはできない。

c さらに、被告エルピオは、原告の全顧客のうち、一部でも輸入価格と連動しない値上げが行われているのであれば、それは輸入価格に関係ない値上げといえるべきであり、顧客の個別的事情も考慮して値上げしている点も輸入価格に関係ない値上げと評価すべきであると主張する。

しかし、原告におけるガス料金は本社エネルギー企画部において決定されていることなどに照らすと、原告のガス料金の値上げが輸入ガスの価格に連動しているかどうかは、値上げの実例として示された証拠を総合して判断すべきであり、一部の顧客について輸入ガスの価格と連動しないことから、輸

入ガスの価格と無関係の値上げが行われているということはできない。

また、ガス料金の値上げを行う際に顧客の個別的事情をも考慮することは当然であり、かかる考慮をしていることをもって、輸入価格に関係ない値上げと評価することもできない。

(オ) したがって、本件摘示事実4は虚偽であるということができる。

イ 原告の営業上の信用を害するかどうかについて

本件摘示事実4は、原告が、安売りした分の元を早く取るために輸入価格とは無関係にガス料金の大幅な値上げをし、結果的に競合他社よりも大幅に高いガス料金を設定する業者であるとの印象を与えるものであり、同事実は原告の営業上の信用を害するものというべきである。

**(6) 本件記載5（被告ら関係）について**

本件記載5は、原告が、平成26年10月に顧客の従量料金の値上げをし、当該顧客の基本料金を翌11月に値上げした事実（本件摘示事実5）を摘示するものであるが、原告は、そのような値上げをした顧客は存在しないと主張するところ、本件資料を作成した被告らからは上記事実の存在を直接的に示す証拠の提出はなく、他に原告が平成26年10月に従量料金の値上げをし、更に同一の顧客に対して11月の基本料金の値上げを行ったことを示す証拠もないことに照らすと、本件摘示事実5が摘示するような顧客は存在しないと認めるのが相当である。そうすると、本件摘示事実5は虚偽であり、原告の営業上の信用を害するものであるということができる。

これに対し、被告エルピオは、原告が、頻繁に、卸売価格と無関係な値上げを行っていることなどによれば、原告において、顧客の従量料金を値上げした翌月に同一顧客の基本料金の値上げが行われていることが推認されると主張する。しかし、原告がガスの輸入価格と無関係な値上げを頻繁に行っているということができないことは前記判示のとおりであり、同被告の主張はその前提を欠くものというべきである。

また、被告ジェステックは、顧客の基本料金と従量料金の双方を同時に値上げすることも行っているのであるから、原告が従量料金の値上げを行った翌月に基本料金の値上げを行ったとの事実を摘示することをもって原告の営業上の信用を害するということができないと主張する。しかし、本件摘示事実5は、原告が基本料金と従量料金のいずれについても頻繁に値上げをする業者であるとの印象を与える虚偽の事実であり、告知された事実が虚偽である以上、かかる事実の告知が原告の営業上の信用を害するものであることは否定し得ないというべきである。

**(7) 本件記載6（被告エルピオ関係）について**

ア 本件記載6が虚偽かどうかについて

(ア) 本件記載6は、①本件記載6に記載されたとおりのガス料金の値上げをされた顧客が現に存在するという事実（本件摘示事実6（i））、②原告が、顧客に値上げすることを秘して格安料金を提示し、顧客が原告に切り替

えた後、短期間で大幅な値上げをし、顧客を欺罔しているという事実（本件摘示事実6（ii））、③原告が、顧客が切替工事をしてから約1年半で少なくとも200円の値上げをした上で「さらに値上げ」をするとの事実（本件摘示事実6（iii））を摘示するものであると認められる。

(イ) 本件記載6は、契約の切替工事から約1年半の間に、「お客様営業時格安価格」から「基本料金1000円～1500円 従量単価230円～250円」へと値上げされ、更に数度の値上げを経て、「基本料金1500円 従量単価450円～480円」となり、更に値上げがされることをその内容とするものであると認められる。

これに対し、被告エルピオは、本件記載6は、「基本料金1500円 従量単価280円～350円」から「基本料金1500円 従量単価350円～450円」への値上げが約1年半で行われたことを示す文言であり、仮にそうでないとしても、上記記載は「お客様営業時格安料金」から「基本料金1500円 従量単価350円～450円」までの値上げが約1年半で行われることを示していると主張する。

しかしながら、本件記載6の各料金は「お客様営業時格安価格」から「基本料金1500円 従量単価450円～480円」までが順次矢印でつながれているので、「お客様営業時格安価格」から「基本料金1500円 従量単価450円～480円」までの値上げが1年半で行われることを意味することは明らかである。

(ウ) 本件記載6は、その下に原告顧客（お客様番号（省略））のガス使用量の通知書の写しが配されていることを考慮すると、本件記載6に記載されたとおりのガス料金の値上げをされた顧客が現に存在するという事実（本件摘示事実6（i））を示唆するものといえることができる。

しかし、本件記載6の直下に挙げている顧客（お客様番号：（省略））の実際の従量料金の推移は、本件記載6の値上げ推移とは異なっており（甲10）、その他の顧客についても、原告が切替工事から約1年半で従量料金を200円以上値上げした例があると認めるに足りる証拠はない。

そうすると、本件摘示事実6（i）は虚偽であるといえることができる。

(エ) 本件記載6には、「?騙されてませんか??よく考え直して下さい!」との記載があり、これは、原告が、顧客に値上げすることを秘して格安料金を提示し、顧客が原告に切り替えた後、短期間で大幅な値上げをし、顧客を欺罔しているという事実（本件摘示事実6（ii））を示唆するものといえることができる。

しかし、原告は、その顧客に「お客様へのお知らせ」と題する書面（甲11）を交付し、ガス料金は社会的、経済的事情等により値上げを含む料金改定を実施することがあり、その場合は検針票等で通知する旨を告知しているものと認められ、他に原告が料金改定に関して顧客を欺いたことをうかがわせる証拠は存在しない。

そうすると、本件摘示事実6 (ii) は虚偽であるということが出来る。

(オ) 本件摘示事実 (iii) は、LPガスの供給業者を原告に切り替えた顧客のうち、切替工事から約1年半以内に200円以上の従量料金の値上げが行われ、そこから更なる値上げをされることを示唆する記載であるところ、原告の顧客で上記のような値上げがされた例は存在しないと認められるので、同摘示事実は虚偽であるということが出来る。

(カ) a これに対し、被告エルピオは、本件摘示事実6 (i) に関し、本件料金推移表と同様の値上げの推移があったことを前提として、かかる値上げの推移は、本件記載6に記載されたガス料金の推移とほぼ一致していると主張するが、同表に記載された値上げの推移をたどった原告顧客が存在しないことは前記判示のとおりであり、同被告の主張はその前提を欠くものである。

b 被告エルピオは、本件摘示事実6 (ii) に対し、原告に対しLPガス料金の値上げを理由とした訴訟が提起されているほか、インターネット上で原告の値上げに対する不満を表明する記事が多数掲載されていることからすれば、少なくとも、原告から欺罔されたとの認識を持つ顧客が多数存在すると主張する。

しかし、ガス料金の値上げを理由とする原告に対する訴訟が横須賀訴訟以外に存在しないことは前記判示のとおりであり、また、原告の値上げに対する不満を表明する記事が掲載されているとの事実から、原告が消費者を欺罔する行為を行っているとの事実を推認することはできない。

c 被告エルピオは、本件摘示事実6 (iii) に関し、本件記載6は、単に値上げがおこなわれる可能性があることを告知しているにすぎないと主張しているが、本件記載6の「さらに値上げ・・・!!」との記載は、そのような追加的な値上げが行われることを告知するものであり、単なる可能性の告知にとどまるということとはできない。

また、被告エルピオは、原告によるガス料金の値上げの頻度に照らすと、本件記載6に記載された追加的な値上げが行われることが推認されると主張するが、前記判示のとおり、原告のガス料金はガスの輸入価格に連動して値下げされることもあるのであるから、ガス料金の追加的な値上げが行われる旨を告知する本件記載6は虚偽というべきである。

(キ) したがって、本件摘示事実6 (i) ~ (iii) はいずれも虚偽であるということが出来る。

イ 原告の営業上の信用を害するかどうかについて

本件摘示事実6は、原告が、短期間で大幅な値上げをし、顧客を欺罔しているという事実を摘示するものであるから、原告の営業上の信用を害するものであるということが出来る。

これに対し、被告エルピオは、原告が頻繁かつ輸入価格と無関係な値上げを行っていること、原告が一般消費者から値上げを理由とする訴訟を提起されていること、原告の値上げに対する不満を表明する記事がインターネット



上に多数掲載されていることなどを指摘し、本件記載6が摘示する事実は真実との乖離の程度が小さいから、本件摘示事実6が原告の営業上の信用を害するということはできないと主張する。

しかし、原告が頻繁かつ輸入価格と無関係な値上げを行っているとはいえないこと、ガス料金の値上げを理由とする原告と消費者間の訴訟は横須賀訴訟のみであること、原告の値上げに対する不満を表明する記事は原告が欺罔的な行為を行っていることを推認させるものではないことは前記判示のとおりであり、本件摘示事実6(i)～(iii)と真実との乖離の程度が小さいということはできない。

### 3 争点(3) (差止めの必要性の有無) について

前記2によれば、被告ジェステックは、別紙告知内容目録記載1の各事実の告知を、被告エルピオは、同目録2記載の各事実の告知を行い、これらの事実は、原告の営業上の信用を害するものであるということが出来る。

L Pガス業界においては、契約の切替えは顧客の喪失につながることから、顧客が競合他社に契約を切り替える際に、切替先の企業に関する否定的な評価・評判やその料金値上げの状況などが記載された資料(いわゆる防戦資料)を顧客に交付し、他社への切替えを思いとどまるように説得するという営業手法が採られることがうかがわれるが(甲1, 2, 6～8, 12, 13, 乙9, 丙57), 契約切替えを希望する顧客を翻意させるために、自社との契約を維持するメリットを説明し又は当該顧客に新たな提案を行うなどの営業を行うにとどまらず、競合他社に関する情報を提供する場合には、具体的な根拠に基づき客観的真実に合致した正確な情報を提供すべきであり、本件のように虚偽の事実が記載された資料を交付するなどして虚偽の事実を告知した場合には、不競法1条2項15号の不正競争行為に該当するというべきである。

上記のとおりL Pガス業界の営業実態に加え、本件においては、被告らから複数回にわたり虚偽の事実を記載した資料が顧客に交付されていること、契約を競合他社に切り替えることは日常的に発生することなどに照らすと、被告らが、今後も、原告顧客に対して虚偽の事実が記載された防戦資料を交付するおそれがあることは否定し得ないというべきである。

したがって、第三者に対し、被告ジェステックが別紙告知内容目録1記載の事実を告知・流布すること及び被告エルピオが同目録2記載の事実を告知・流布することをいずれも差し止める必要がある。

### 4 争点(4) (被告らの故意・過失の有無) について

本件資料1～5に記載された虚偽の事実が原告の営業上の信用を害することは、前記判示のとおりであり、被告らは同各資料を原告の顧客に対して交付しているのであるから、被告らには故意又は少なくとも過失があると認められる。

### 5 争点(5) (原告の損害額) について

(1) 被告ジェステックによる不正競争行為は、原告が顧客から営業上の信用

を得る上で特に重要なガス料金に関し、合理的な理由なく値上げを繰り返し、その料金が他社より高いことや、その原因が取次業者に対する支払にあるなどの虚偽の事実が記載された本件資料1及び2を顧客に交付したというものであり、その行為態様は悪質で自由競争として許される範囲を逸脱しており、原告の営業上の信用を害する程度も大きいというべきである。

他方で、原告顧客に虚偽の事実が記載された資料が交付されたと確定し得るのは2件にとどまっており、その不正競争行為は原告の顧客に対して広く虚偽の事実を流布するのではなく顧客に対する告知にとどまり、資料1及び2を受領した顧客は、結局は原告に契約を切り替えているなどの事情も認められる。

その他、本件における全ての事情を総合考慮すると、被告ジェステックの不正競争行為により原告が受けた無形的損害の賠償額としては、150万円が相当であると認められる。

(2) 被告エルピオによる不正競争行為は、原告が顧客から営業上の信用を得る上で特に重要なガス料金に関し、合理的な理由なく値上げを繰り返し、その料金が他社より高いことや、原告が顧客を欺罔するような営業行為を行っていることなどの虚偽の事実が記載された本件資料3～5を顧客に交付したというものであり、その行為態様は悪質で自由競争として許される範囲を逸脱しており、原告の営業上の信用を害する程度も大きい上、本件資料3を交付されたFは実際に原告への切替えを取り止めたとの事実も認められる。

他方、原告顧客に虚偽の事実が記載された資料が交付されたと確定し得るのは3件にとどまっており、その不正競争行為は原告の顧客に対して広く虚偽の事実を流布するのではなく顧客に対する告知にとどまり、資料4及び5を受領した顧客は、結局は原告に契約を切り替えているなどの事情も認められる。

その他、本件における全ての事情を総合考慮すると、被告エルピオの不正競争行為により原告が受けた無形的損害の賠償額としては、200万円が相当であると認められる。

(3) そして、本件事案の難易、請求額及び認容額等の諸般の事情を考慮すると、被告ジェステックの不正競争行為と相当因果関係に立つ弁護士費用相当損害金は15万円、被告エルピオの不正競争行為と相当因果関係に立つ弁護士費用相当損害金は20万円であると認めるのが相当である。

## **6 争点(6) (信用回復措置の要否) について**

原告が求める信用回復措置(謝罪広告)については、被告らの不正競争行為は顧客への告知にとどまり、広く原告の顧客に対して虚偽の事実が伝播したとは認められないことや、本件において認容される損害賠償額などに照らすと、その必要性があると認めることはできない。

7 よって、被告ジェステックに対する原告の請求は、不競法3条1項に基づき別紙告知内容目録1記載の事実の告知・流布の差止めを求め、同法4条に基づく損害賠償として165万円及びこれに対する不法行為の後の日(訴状送達の日)の翌日)である平成28年8月19日から支払済みまで民法所定の年5分

の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がなく、被告エルピオに対する原告の請求は、不競法3条1項に基づき別紙告知内容目録2記載の事実の告知・流布の差止めを求め、同法4条に基づく損害賠償として220万円及びこれに対する上記と同様の遅延損害金の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がないから、原告の請求を上記の限度で認容し、その余は棄却することとして、主文のとおり判決する。

## 【論 評】

1. 本件は、原告が競業者の被告2社に対し、被告らがそれぞれ自社から原告への契約の切り替えを希望する顧客に対し、それを阻止するための資料として、原告の営業上の信用を害するような虚偽の事実が記載された資料を交付して同事実を告知した行為は、不競法2条1項15号に規定する不正競争行為に該当すると主張し、各被告に対し、同法3条1項に基づく虚偽事実の告知・流布の差止め、同法4条に基づく損害賠償並びに同法14条に基づく謝罪広告の掲載を求めた事案である。

2. まず争点(1)については、被告エルピオが、本件資料3～5各一式を、原告の顧客に交付したとの事実を裁判所は認めたのである。

次に争点(2)については、原告によるガス料金の値上げ原因は、主としてLPガスの輸入価格の上昇にあるからであり、原告が仲介業者に手数料を定期的に値上げされたり、値上げが頻繁であるからではないから、被告の摘示事実1は虚偽であると認定されたのである。したがって、被告によるそのような行為は、原告の営業上の信用を害することになるから、原告の営業上の利益を害することになると裁判所は認定したのである。

また、原告は仲介業者に手数料を支払う必要からガス料金を上げるという本件摘示事実2は事実でなく虚偽であるから、原告の営業上の信用を害するものであると裁判所は認定したのである。

また、本件摘示事実3は、本件料金推移表に記載された通りのガス料金の値上げをされた顧客は存在しないというべきであるから、本件料金推移表に記載された顧客が存在することを前提に原告と契約すると同様の値上げをされることを摘示する事実は虚偽というべきである、と認定されたのである。

この判決においては、被告は原告行為の推認を主張したけれども、値上げ行為を裏付けるための証拠の提出がないことから、値上げ事実は否認されたのである。行為の推認を主張するためには、証拠の裏付けが必要なのである。

さらに、被告による虚偽表示行為が原告の営業上の信用を害するかことなるか否かについて、裁判所は、本件摘示事実3は、虚偽事実が記載された資料を別途印刷した上で、個別の顧客に交付する行為は、原告の営業上の信用を害するものと言うことができると認定したのである。

3. また、本件摘示事実4とは、原告が低価格のガス料金で消費者を誘引してガスの供給契約を締結した後に、安売りした分の元を早くとるために輸入価格とは無関係に顧客のガス料金を値上げし、契約切替え前の他社よりも大幅に高いガス料金を設定するとの事実を摘示するものである。

しかし、摘示事実4のうちの主張には、原告が低価格のガス料金で消費者を誘引していることを具体的に示す証拠はないし、契約締結後6か月未満の顧客は値上げ対象から除外するとしており、また原告のガス料金の平均額は全国平均額等と比較して低く、契約切替え前の他社よりも大幅に高いガス料金が設定されていることは認められないから虚偽であるといえる、と認定したのである。

そうすると、原告のガス料金の変動は輸入ガスの価格変動と連動しているといえるから、輸入ガスの価格と無関係にガス料金の値上げをしている旨の事実摘示は虚偽である、と認定したのである。

これに対して被告は、LPガスの料金は輸入ガスの価格とは連動していないと主張したのに対して、裁判所は、両者が連動しているのは事実であるから、被告による事実摘示4は虚偽であると認定したのである。

4. また、摘示事実5については、そのような顧客は存在しないから、その指示は虚偽であり原告の営業上の信用を害するものである、と裁判所は認定したのである。

5. さらに、摘示事実6については、その(i)～(iii)は証拠はないから、いずれも虚偽である、と裁判所は認定したのである。

6. そうすると、争点3の差止めの必要性について裁判所は、被告らが今後も原告顧客に対し、虚偽の事実が記載された防戦資料を交付する恐れがあることを否定し得ないから、被告ジェステックが別紙告知内容目録1記載の事実を告知・流布することを、また被告エルピアが別紙告知内容目録2記載の事実を告知・流布することをいずれも差し止める必要がある、と判断したのである。

7. 争点4の被告らの故意・過失については、いずれも少なくとも過失があると認定したのである。

8. さらに、争点5の原告がこうむった損害額については、すべての事情を総合考慮すると、被告ジェステックの不正競争行為により受けた無形的損害の賠償額としては150万円を相当と認定し、また、被告エルピオの不正競争行為により受けた無形的損害の賠償額としては200万円が相当であると認定したのであるが、それが妥当な金額といえるのか不明である。

これに加えて、各被告と相当因果関係に立つ弁護士費用相当額として、被告ジェステックに対しては15万円、被告エルピオに対しては20万円が相当であ

ると認定したのである。しかし、具体的な証拠に基づくものではない。

9. また、争点6の信用回復措置の要否については、被告らの行為は顧客への告知に止まり、広く原告の顧客一般に対し虚偽の事実が伝播したとは認められないことを理由に、謝罪広告などの必要性があることは認めることはできないと認定したのである。

[牛木 理一]

(別紙)

〔告知内容目録 1〕

- 1 日本瓦斯株式会社が、仲介業者に手数料を支払う必要があるから、ガス料金を頻繁に又は定期的に値上げを行っているとの事実、及び、それを理由とした消費者との訴訟が頻繁に提起されているとの事実
- 2 日本瓦斯株式会社は、仲介業者に対して手数料を支払う必要があるから、ガス料金を必ず上げるとの事実
- 3 下記表に記載されたとおりのガス料金の値上げをされた顧客が現に存在するという事実、及び、日本瓦斯株式会社に切り替えると、当該顧客も頻繁に値上げが繰り返されるとの事実

契約時単価	230円	値上げ
2011年1月	280円	50円
2012年4月	350円	70円
2012年10月	370円	20円
2013年4月	400円	30円
2013年9月	440円	40円
2014年1月	490円	50円
2014年8月	520円	30円

- 4 日本瓦斯株式会社は、低価格のガス料金で消費者を誘引してガスの供給契約を締結した後に、自社の利益を確保するために輸入価格とは無関係に凄まじい勢いで顧客のガス料金の値上げをし、他社よりも大幅に高いガス料金を設定するとの事実
- 5 日本瓦斯株式会社は、2014年10月に顧客の従量料金の値上げをし、更に同一の顧客の翌月の基本料金の値上げもしたことがあるとの事実

(別紙)

**〔謝罪広告 1〕**

平成27年から平成28年にかけて、当社が日本瓦斯株式会社の顧客に交付したビラ等において、日本瓦斯株式会社のガス料金に関して、別紙記載の各事実について記載し、日本瓦斯株式会社の信用を毀損しましたが、いずれも事実無根の虚偽でした。ここに、日本瓦斯株式会社に対して深くお詫び申し上げるとともに、今後二度と、同じ過ちを繰り返さないことを、誓約致します。

平成〇年〇月〇日

株式会社ジェステック  
代表取締役 Q

(別紙)

**〔謝罪広告掲載条件 1〕**

- 1 別紙謝罪広告1記載の謝罪広告の別紙は、別紙告知内容目録1の内容を記載したものとする。
- 2 「平成〇年〇月〇日」の部分には掲載日を記載すること。
- 3 本判決が確定してから速やかに、別紙謝罪広告1記載の謝罪広告（別紙を含む）を日本経済新聞に1回掲載すること。
- 4 前記3に加えて、本判決が確定した日から3日以内に、被告ジェステックのホームページのトップページ上の閲覧者が容易に閲覧できる場所に、別紙謝罪広告1記載の謝罪広告（別紙を含む）を掲載し、少なくとも1年間削除しないこと。
- 5 前記4の掲載は、文字の大きさは12ポイント以上とし、字体はゴシック体とし、目立つ色を使用するものとする。

(別紙)

〔告知内容目録2〕

- 1 下記表に記載されたとおりのガス料金の値上げをされた顧客が現に存在するという事実、及び、日本瓦斯株式会社に切り替えると、当該顧客も頻繁に値上げが繰り返されるとの事実

契約時単価	230円	値上げ
2011年1月	280円	50円
2012年4月	350円	70円
2012年10月	370円	20円
2013年4月	400円	30円
2013年9月	440円	40円
2014年1月	490円	50円
2014年8月	520円	30円

- 2 日本瓦斯株式会社は、低価格のガス料金で消費者を誘引してガスの供給契約を締結した後に、自社の利益を確保するために輸入価格とは無関係に凄まじい勢いで顧客のガス料金の値上げをし、他社よりも大幅に高いガス料金を設定するとの事実

- 3 日本瓦斯株式会社が、2014年10月に顧客の従量料金の値上げをし、更に同一の顧客の翌月の基本料金の値上げもしたことがあるとの事実

- 4 下記表に記載されたとおりのガス料金の値上げをされた日本瓦斯株式会社の顧客が現に存在するという事実、及び、日本瓦斯株式会社が、顧客に値上げすることを秘して格安料金を提示し、顧客が原告に切り替えたところで、短期間で大幅な値上げをして顧客を欺罔しているという事実、並びに、日本瓦斯株式会社が、顧客が切替工事をしてから約1年半で少なくとも200円の値上げをしたうえで、そこからさらに値上げをするとの事実

	基本料金	従量単価
切替工事時	1000円～1500円	230円～250円
↓	1500円	280円～350円
↓	1500円	350円～450円
切替工事から約 1年半後	1500円	450円～480円
その後	さらに値上げ	さらに値上げ